

## ① 実施権・使用権

特許権を取得すると独占的に実施（製造・販売など）できますが、他人に**実施許諾（ライセンス）**することもできます。



### (1) 専用実施権

独占的に実施する権利を与えることになるので、**特許権者も実施できなくなります**。地域、期間、内容など範囲を定めることも可能です。**実施許諾契約**を交わした上で、**特許庁に設定登録**する必要があります。**実施料（ロイヤリティ）**は、あくまで当事者間の合意ですが、売上の割合とする場合は、10%程度が相場と言われています。

### (2) 通常実施権

単に実施する権利を与えるだけなので、特許権者も実施できますし、別の人に**実施許諾**しても良いです。他へ許諾しないように**契約**して独占的にする場合もあります。実施料は、3~5%くらいが相場のようにです。

### (3) 仮実施権

専用実施権も通常実施権も特許権の存在が前提ですが、出願中においては、**仮実施権**として許諾することが可能です（専用の場合は**設定登録**が必要）。特許になれば、専用実施権や通常実施権に変わります。

### (4) 第三者対抗要件

特許権が第三者に移転された場合に、**新たな権利者に実施権があることを主張**することができるかどうかです。専用実施権は、特許庁に登録されているので、**第三者対抗要件**を有します。通常実施権は、昔は特許庁に登録しないと**第三者対抗要件**がありませんでしたが、現在は登録しなくても**契約**だけで有するようになっています。

### (5) 商標の使用権

商標にも、独占的に登録商標を指定商品に使用できる**専用使用権**と、単に使用できる**通常使用権**があります。ただ、**類似する商標の使用**や、**類似する商品への使用**を許諾している訳ではありません。

なお、通常使用権については、まだ特許庁に**登録しないと第三者対抗要件**を有しないことになっています。

### (6) 商標権者の義務

商標制度は、商標の使用をする者の業務上の**信用の維持**を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて**需要者の利益**を保護することを目的としています。

商標を使用許諾するということは、自己の信用を他人に預けるということになります。また、使用権者が、品質が劣悪なものを提供したり、他人の商品と混同させたり、**需要者の利益**を害するような**不正使用**しないように、商標権者が**監督**する義務も負います。それに反すると、**不正使用取消審判**により商標権自体が**取り消される**場合もあります。



## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)